

三重県立総合医療センター医事業務等委託企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
三重県立総合医療センター医事業務等委託
- (2) 委託業務の内容
委託業務の内容に関し、別紙「三重県立総合医療センター医事業務等委託共通仕様書」で指定する内容について、企画提案書にて提案していただきます。
- (3) 履行場所
三重県四日市市大字日永5450-132
三重県立総合医療センター内
- (4) 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日までとします。
- (5) 契約上限額
総額218,460,000円（消費税及び地方消費税含む）
（月額18,205,000円）

2 企画提案コンペ参加者の資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 国、三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収する税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 受託業務を行うために必要な知識及び技能を有する者として、診療会計及びレセプト点検等を行う能力のある者及び診療情報を管理できるものを配置できる者であること。
- (6) 従事者に対する医療事務の遂行に必要な知識の修得、技能の向上のための研修システム及び体系的な研修プログラム並びに診療報酬請求精度向上のための組織的な対策システム及び対策マニュアルを整備し、又は策定している者であること。
- (7) 審査基準日（令和4年1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の受託実績（概ね200床以上の病院で業務委託による診療報酬請求事務を継続して履行したものに限る。）を有する者であること。

3 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が当該コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額又は重要な文字を訂正したとき。
- (6) 住所、氏名又は押印を欠く見積書を提出したとき。
- (7) 重要な文字の誤脱、又は識別しがたい見積書を提出したとき。
- (8) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (9) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

4 企画提案者の参加意思表示、資格審査及び結果通知

(1) 提出期限、場所、方法

参加を希望する者は、次のアからエまでに示す書類1部を、令和4年1月21日(金)午後3時まで13の場所に提出しなければなりません(郵送可。ただし、提出期限厳守とし、到着を確認すること)。

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)

イ 次に掲げるいずれかの書類

a 法人にあつては、「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、又は「代表者事項証明書」の写し

b 個人にあつては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の成年被後見人、被保佐人等について「登記されていないことの証明書」の写し

ウ 本店の代表者以外のものが参加申請を行う場合は、申請に係る権限の委任がされていることがわかる書類「委任状」(第3号様式)

エ 上記2(5)～(7)について確認できる書類

(2) 企画提案参加者の資格審査

提出された書類について事前審査を行い、参加資格の確認を行います。その結果は、令和4年1月26日(水)までに連絡します。

5 企画提案書の提出

上記4(2)の資格審査の通知で、企画提案書の提出を認められた者は、次の(1)及び(2)に示す書類を令和4年2月2日(水)午後5時まで13の場所に提出する

ことができます（郵送可。ただし、提出期限厳守とし、到着を確認すること）。

(1) 企画提案書【正本1部、副本6部】

企画提案書は、以下の内容を最低限盛り込むこととし、A4版（A3版による折込み可）で作成すること。なお、企画提案書の構成については各項目と相対できるよう整理すること。

①経営改善の考え方について

- ア 診療報酬の適正な請求
- イ 増収に向けた取り組み方法
- ウ 未収金対策（発生防止策、回収策）

②業務の体制について

- ア 医事関係業務等の進行管理、医事経営課における業務対応の考え方
- イ 現場社員の業務体制の考え方

③会社のサポート体制について

- ア 現場社員の欠員時のサポート体制の考え方
- イ 新規採用者に対する教育体制の考え方

④人材確保について

- ア 社員の定着及び資格者の配置

⑤教育・研修について

- ア 診療報酬、個人情報等の取扱いの研修への取組
- イ 社外研修への取組

⑥患者サービスの考え方について

⑦病院運営への参画支援の考え方について

- ア TQM等の取組等
- イ 災害等緊急事態発生時の考え方について

⑧その他の提案（どのようなことでも結構です。会社のノウハウをご教示ください。）

(2) 見積書（第4号様式）【正本1部、副本6部】

- ・積算根拠として、人件費（職務別の人数、給与月額等）等の内訳書を添付すること。
- ・上記（1）の企画提案書と別綴じとすること。

6 質問の受付及び回答

(1) 本件に関する質問は、令和4年1月13日（木）午後4時まで（必着）に、質疑応答票（第5号様式）により行うものとし、13の場所に提出することとします（FAX可）。

なお、受け付けた質問に対する回答は、すべての企画提案参加申込者に通知します。

(2) 本件に関し疑義がある場合は、事前に関係職員に説明を求め、十分承知しておいて

ください。企画提案書提出後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

7 現地説明会の実施

現地説明会は開催いたしません。

8 プレゼンテーションの実施

企画提案にかかるプレゼンテーションを次のとおり行います。企画提案書に基づき、各社20分以内（質疑応答時間を除く）で説明を行ってください。

(1) 日時 令和4年2月7日（月）（詳細は各提案者に後日連絡します。）

(2) 場所 三重県四日市市大字日永5450番地132

三重県立総合医療センター内

(3) その他

天災その他やむを得ない事由により、プレゼンテーションを行うことができないときは中止します。

9 企画提案書の審査及び最優秀提案者の決定

企画提案書及び提案説明の審査は、「三重県立総合医療センター医事業務等委託企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、総合的に評価して最優秀提案を選定します。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6カ月以内に発行したもの、写し可）

(2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6カ月以内に発行したもの、写し可）

11 契約方法に関する事項

三重県立総合医療センター会計規程（以下「規程」という。）の規定により作成された予定価格の範囲内で最も優れた提案を行った最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結します。契約交渉が不調のときは、上記8により順位づけられた上位の者から順に契約締結の交渉を行います。

(1) 契約条項は、13の場所において示します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、三重県立総合医療センター契約事務規程第27条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

- (3) 契約書は2通作成し、発注者及び受注者の双方が各1通を保有することとします。
なお、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。
- (4) 契約書の作成に要する費用は受託者の負担とします。変更契約についても同様とします。
- (5) 監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行うものとします。
- (6) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期は、契約した委託業務が完了し、検査に合格した後、適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に指定された金融機関へ振り込むものとします。

12 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 個人情報の保護
受託者が本委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、三重県個人情報保護条例(平成14年3月26日三重県条例第1号)、個人情報保護条例施行規則(平成14年4月12日三重県規則第45号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めることとします。
なお、委託を受けた事務に従事している者もしくは従事していた者等に対しても、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条の罰則規定が適用されるので留意すること。
- (3) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除
契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- (4) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
 - ア 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - a 断固として不当介入を拒否すること。
 - b 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - c 発注者に報告すること。
 - d 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
 - イ 発注者は、受注者がアb又はcの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

(5) 提出されたすべての書類は、返却しません。ただし、この企画提案コンペにかかる審査・選定以外には利用しません。

なお、提出されたすべての書類は、三重県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書となります。

(6) 提案に要する経費は、各提案者の負担とします。

(7) 提出された各資料については、特別な事情がない限り再提出は認めません。

13 企画提案コンペに関する事務を担当する部署

三重県四日市市大字日永5450番地132

三重県立総合医療センター 事務局 企画部 医事経営課 原田、清水

電話059-345-2321 FAX 059-347-3501